

平成 29 年 10 月 25 日



各 位

会社名 丸 紅 株 式 会 社
(URL <http://www.marubeni.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 國分 文也
(コード番号 8002 上場取引所：東名)
問合せ先 広報部報道課長 花田 多雄
(TEL 03-3282-4805)

最高裁判決に対する司法審査（再審理）申立に関するお知らせ（南ジャカルタ訴訟）

当社は、平成 23 年 3 月 22 日付「訴訟の最高裁判決（勝訴）に関するお知らせ」、平成 24 年 3 月 28 日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」、平成 25 年 6 月 5 日付「訴訟の第二審判決に関するお知らせ」、平成 26 年 6 月 5 日付「訴訟の第二審判決に関するお知らせ」、平成 29 年 5 月 22 日付「訴訟の最高裁判決に関するお知らせ」、及び平成 29 年 9 月 15 日付「訴訟の最高裁判決に関するお知らせ」にて適時開示した通り、インドネシアの企業グループである **Sugar Group** に属する企業を相手に過去にインドネシア最高裁判所（以下、最高裁）において当社が勝訴した訴訟（以下、旧訴訟）と請求内容が同一であるものの別途提起されたグヌンズギ訴訟及び南ジャカルタ訴訟（併せて以下、現訴訟）について、第一審及び第二審での一部敗訴を受け最高裁に上告しましたが、当社の上告が棄却されました。

現訴訟は、旧訴訟と同一内容の請求に関して、**Sugar Group** が債務を免れることを目的に再び当社らを提訴したものです。現訴訟の判決は、**Sugar Group** の主張を全面的に棄却した旧訴訟での最高裁自身の判決と明らかに矛盾するものであり、不当な判決と言わざるを得ません。従い、当社は、判決の不当性を明らかにするため、インドネシア最高裁判所法に基づき、南ジャカルタ訴訟について、平成 29 年 10 月 24 日に最高裁に対して司法審査（再審理）を申し立てました。グヌンズギ訴訟についても、別途最高裁に対して司法審査（再審理）を申し立てる予定です。

以 上

【参考資料】

【訴訟の概要】

	旧訴訟	現訴訟	
	旧グヌンスギ訴訟	南ジャカルタ訴訟	グヌンスギ訴訟
訴訟内容	損害賠償請求等	損害賠償請求等	損害賠償請求等
裁判所	グヌンスギ地裁	南ジャカルタ地裁	グヌンスギ地裁
訴額 (内訳)	11億1千万米ドル	合計 11億米ドル	
		4億5千万米ドル	6億5千万米ドル

【訴訟の経過】

日付	旧訴訟	現訴訟	
	旧グヌンスギ訴訟	南ジャカルタ訴訟	グヌンスギ訴訟
2007年11月13日	第一審・敗訴		
2008年10月31日	第二審・敗訴		
2011年3月17日	最高裁・勝訴		
2011年12月27日			第一審・敗訴
2012年3月21日		第一審・敗訴	
2013年5月31日			第二審・敗訴
2014年6月2日		第二審・敗訴	
2017年5月17日		最高裁・敗訴	
2017年9月14日			最高裁・敗訴
2017年10月24日		司法審査申立	

※ 判決受領を以って判決が確定。

参照先 URL

- ・ 2011年3月22日
「訴訟の最高裁判決（勝訴）に関するお知らせ」（旧グヌンスギ訴訟）
http://www.marubeni.co.jp/dbps_data/material/maruco_jp/110322a.pdf
- ・ 2012年3月28日
「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」（グヌンスギ訴訟及び南ジャカルタ訴訟）
http://www.marubeni.co.jp/dbps_data/material/maruco_jp/120328.pdf
- ・ 2013年6月5日
「訴訟の第二審判決に関するお知らせ」（グヌンスギ訴訟）
<http://www.marubeni.co.jp/news/2013/release/data/130605a.pdf>
- ・ 2014年6月5日
「訴訟の第二審判決に関するお知らせ」（南ジャカルタ訴訟）
<http://www.marubeni.co.jp/news/2014/release/Sugar.pdf>

・2017年5月22日

「訴訟の最高裁判決に関するお知らせ」（南ジャカルタ訴訟）

<http://www.marubeni.co.jp/news/2017/release/20170522TD.pdf>

・2017年9月15日

「訴訟の最高裁判決に関するお知らせ」（グヌンスギ訴訟）

<http://www.marubeni.co.jp/news/2017/release/20170915.pdf>